

建設現場における遠隔臨場の試行要領（案）における 設備工事の運用について

令和2年11月付「建設現場における遠隔臨場の試行要領（案）」における設備工事の運用については、下記のとおりです。

【設備工事における運用】

- ◆「段階確認」は「段階確認及び工場製品確認」に読み替える
- ◆「材料確認」は「機器及び材料確認」に読み替える
- ◆3. 適用範囲は以下の通り

『機械・電気設備工事共通仕様書』に定める「段階確認及び工場製品確認」・「機器及び材料確認」・「立会」を実施する場合に適用する。ただし、それ以外に、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（1）段階確認及び工場製品確認

『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第1編 共通事項附則」、「第1節 総則」、「1-附-5 監督職員による確認及び立会等」に定める「7 段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができ。」事項に該当。さらに、「受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。」事項に該当。

また、『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第1編 共通事項附則」、「第1節 総則」、「1-附-7 工場製品確認」に定める「1 工場製品確認」において、「受注者は、「工場製品確認基準」に基づき製作会社等において確認を受けなければならない。」事項に該当。

なお、遠隔臨場により監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認及び工場製品確認を実施する。

（2）機器及び材料確認

『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第2編 機械設備工事 第1章 機器及び材料 第1節 一般事項」の「1-1-1 通則」及び「1-1-3 確認」、「第3編 電気設備工事 第1章 機器及び材料 第1節 一般事項」の「1-1-1 通則」及び「1-1-3 確認」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

なお、遠隔臨場により監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの機器及び材料確認を実施する。

(3) 立会

『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第1編 共通事項 第1節 総則」、「1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当。

なお、遠隔臨場により監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。